

アルバイトをするためには・・・

みなさんは現在、“勉強をする”という目的で「留学」の在留資格を持って日本に滞在しています。ですからアルバイトをするためには必ず出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受けなければなりません。

又、日本語科の新入生は、日本の生活に慣れるため、入学後 3 ヶ月を経過するまでは資格外活動ができません。

資格外活動許可を受けずにアルバイトをすると・・・

最近、留学生が犯罪に巻き込まれるケースが多くなっており、それに伴って出入国在留管理局・警察の摘発や取締りが大変厳しくなっています。

資格外活動許可を受けずにアルバイトをして摘発される（無許可 資格外活動）と 刑事罰 の対象となります。

◆無許可資格外活動の罪 — 罰金 200 万円

1 年以下の懲役 若しくは 禁錮 等（入管法 第 73 条）

◆アルバイトを専ら行っている

と明らかに認められる場合 — 罰金 300 万円

3 年以下の懲役若しくは禁錮 等（入管法 第 70 条第 1 項 4 号）

加えて 退去強制（入管法第 24 条第 4 号イ）



* 学校は 除籍処分（BIL に在籍していた記録はなくなります。）

最低でも 5 年間は日本への入国が出来なくなります。

資格外活動違反とは・・・

資格外活動には 制限 があります。これらを違反すると上記、無許可資格外活動同様、摘発を受け処分されます。

◆活動許可時間

留学生の場合、1 週につき 28 時間以内まで、認められています。また、学則で定める長期休暇中（夏休み、冬休み等）は 1 日 8 時間以内（ただし 1 週 40 時間以内）まで認められています。

2 か所以上で働く場合も、合計で制限時間を超えてはいけません。

◆活動内容

次のようなアルバイトは資格外活動許可の対象になりません。専ら稼働した場合は 300 万円の罰金となります。

・風俗営業を行う店 — 客の接待をして飲食させるキャバレー・スナックなど、店内の照明が 10 ルクス以下の喫茶店・バーなど、麻雀屋、パチンコ屋、スロットマシン設置業、ゲームセンターなど。

・店舗型性風俗特殊営業店 — ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップなど。

・無店舗型性風俗特殊営業店 — 出張・派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売など。

・映像送信型性風俗特殊営業 — インターネット上でわいせつな映像を提供する営業など。

・無店舗型電話異性紹介営業 — いわゆるツーショットダイヤル、伝言ダイヤルなど。

・風俗店（上記に記載してあるような店）の清掃

・風俗店（上記に記載してあるような店）のチラシやティッシュ等の配布

* 許可を得ずにアパートやマンションなどのポストへ投函することは（チラシ等が風俗店のものでなくても）住居侵入として 逮捕 されます。

* 警察に道路の使用許可を受けずにチラシやティッシュ等を配布することは 違法 です。

資格外活動許可を受けるには・・・

日本入国時に資格外活動許可を受けなかった場合は、
あなたが住んでいる地域の出入国在留管理局で申請をしてください。



出入国在留管理局から資格外活動許可書が交付されたらアルバイトをすることができます。

資格外活動許可を受けたら・・・

- ◆アルバイトを行う時は必ず資格外活動許可がある在留カードを携帯してください。
- ◆9 月と 2 月にアルバイト先やアルバイト状況についての調査用紙を配布します。その際、アルバイト先や内容に変更が無くても必ず記入して提出してください。

卒業式以降は・・・

- ◆在留カードの在留期限(留学)が残っていても、卒業式以降はアルバイトをすることができません。

アルバイトをするための資格外活動許可は、在留資格に規定される活動に付随して許可されるものです。

皆さんの在留資格“留学”に規定される活動は学業です。学業を行っている間は資格外としてアルバイトを行うことができますが、卒業式後は学業をしていない期間となりアルバイトはできません。

アルバイト先で予め勤務体制が組まれる際は、早目にアルバイト先に申し出ておくなど十分に注意してください。
進学する学生は、4 月 1 日以降は進学先の学生になりますので、4 月何日からアルバイトができるかは、それぞれの学校に確認する必要があります。

👉 資格外活動について質問がある場合は教務に来てください。